

資料2 賃上げ促進税制の概要

賃上げ促進税制は、法人や個人事業主が、前年度より給与等支給額を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる制度です（令和6年度税制改正により拡充）。

【大・中堅企業】全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大35%**を税額控除※1

【中 小 企 業】全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大45%**を税額控除※1

〈適用期間：令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度〉

（個人事業主は、令和7年から令和9年までの各年が対象）

	必須要件（賃上げ要件）	上乗せ要件① 教育訓練費※2	上乗せ要件②（新設） 子育てとの両立・女性活躍支援
--	-------------	-------------------	------------------------------

• 適用対象：青色申告書を提出する全企業又は個人事業主※3

**全企業向け**

継続雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額 控除率 ※1
+3%	10%
+4%	15%
<b>+5%（新設）</b>	<b>20%</b>
<b>+7%（新設）</b>	<b>25%</b>

前年度比 **+10%** → 税額控除率を **5%上乗せ**

**プラチナくるみん  
or  
プラチナえるぼし**  
→ 税額控除率を **5%上乗せ**

中小企業も活用可能！

• 適用対象：青色申告書を提出する従業員数2,000人以下の企業又は個人事業主※4  
（その企業及びその企業との間にその企業による支配関係がある企業の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）

**中堅企業向け（新設）**

継続雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額 控除率 ※1
+3%	10%
+4%	25%

前年度比 **+10%** → 税額控除率を **5%上乗せ**

**プラチナくるみん  
or  
えるぼし三段階目以上**  
→ 税額控除率を **5%上乗せ**

中小企業も活用可能！

• 適用対象：青色申告書を提出する中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主

**中小企業向け**

全雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額 控除率 ※1
+1.5%	15%
+2.5%	30%

前年度比 **+5%** → 税額控除率を **10%上乗せ**

**くるみん以上  
or  
えるぼし二段階目以上**  
→ 税額控除率を **5%上乗せ**

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**5年間の繰越しが可能（新設）**  
中小企業は、要件を満たせば、大・中堅企業向けの制度を活用することが可能。

※1 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給額の増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。

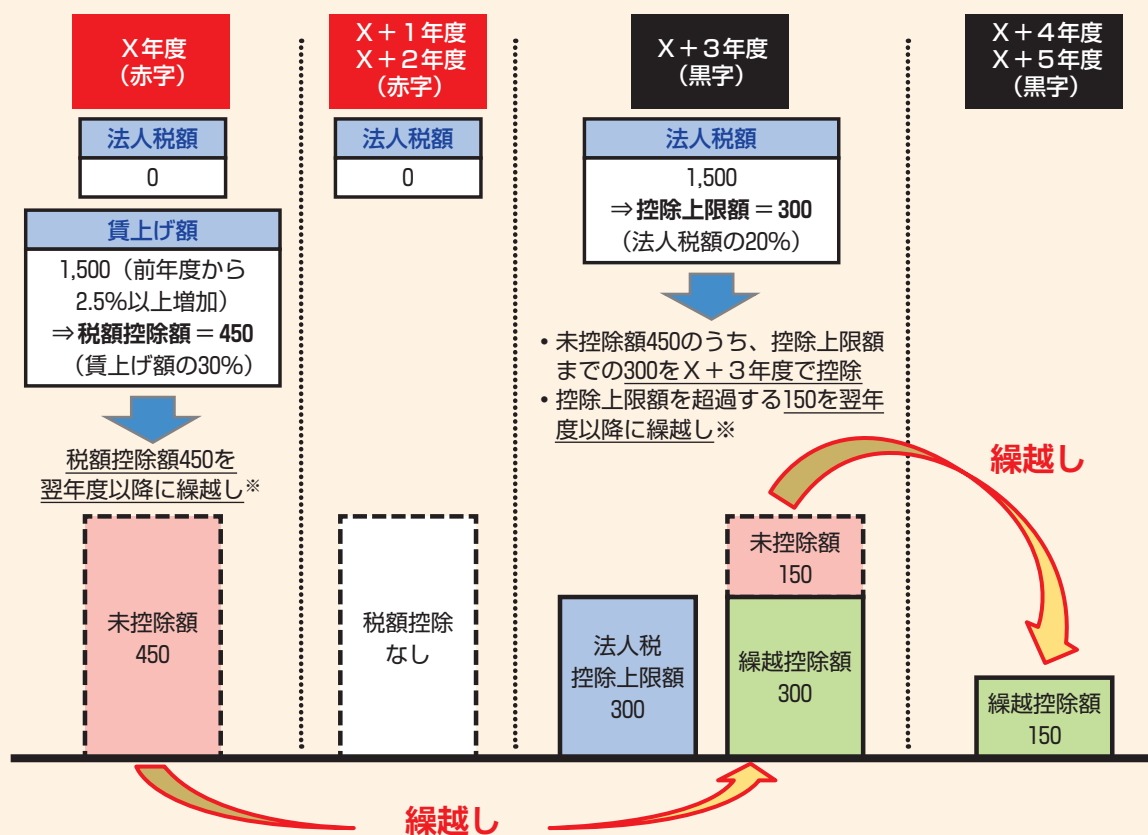
※2 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度的全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。

※3 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」若しくは「従業員数2,000人超」のいずれかに当てはまる企業又は従業員数2,000人超の個人は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。

※4 資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。

## 【繰越控除措置のイメージ】

中小企業は、要件を満たす賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額について、5年間の繰越しが可能です。



※ 未控除額を翌年度以降に繰り越す場合は、未控除額が発生した年度の申告において、「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」の提出が必要。

## 【用語の説明】

### ・給与等支給額

**国内雇用者** (法人又は個人事業主の使用人のうちその法人又は個人事業主の国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者をいいます。パート、アルバイト、日雇い労働者も含まれますが、使用人兼務役員を含む役員及び役員の特典関係者、個人事業主と特殊の関係のある者は含まれません。) **に対する給与等** (俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与をいいます。退職金など、給与所得とならないものについては、原則として給与等に該当しません。) **の支給額**をいいます。

### ・継続雇用者の給与等支給額【大企業向け・中堅企業向け】

**継続雇用者** (前事業年度及び適用年度の全ての月分の給与等の支給を受けた国内雇用者であって、前事業年度及び適用年度の全ての期間において雇用保険の一般被保険者であり、かつ前事業年度及び適用年度の全て又は一部の期間において高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象となっていない者を指します。) **に対する給与等支給額**をいいます。

詳しくはこちら

